

伊勢あさま苑指定短期入所生活介護事業所運営規程

社会福祉法人 ウェルケア

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ウェルケアが設置経営する伊勢あさま苑指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運用を確保するために人員及び管理に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、その能力に応じ自立した生活を営むことができるよう日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、契約者の心身の機能維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、介護その他の生活全般にわたる世話、援助を行う。

- 2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、福祉サービス機関との綿密な連携を図り、併設されている特別養護老人ホーム伊勢あさま苑と一体的に運営されるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名称 伊勢あさま苑指定短期入所生活介護事業所
- ②所在地 伊勢市朝熊町3074番地11
(特別養護老人ホーム「伊勢あさま苑」内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤専従）
事業所の職員及管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 1名（非常勤専従）
契約者の健康管理及び療養上の指導等を行う。
- ③ 生活相談員 2名（常勤専従1、常勤兼務1）
契約者の生活相談を行う。
- ④ 機能訓練指導員 1名（非常勤兼務）
契約者の日常生活に必要な機能回復、及び機能の減退を防ぐ訓練を行う。
- ⑤ 栄養士 2名（管理栄養士 常勤専従2）

契約者の健康に配慮し、豊かな食生活を営むための給食献立の企画等を行う。

⑥ 介護職員 25名（常勤専従20、常勤兼務2、非常勤専従3）

契約者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談、助言を行う。

⑦ 看護職員 9名（常勤専従2、非常勤専従6、非常勤兼務1）

契約者の健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護、介助を行う。

（注）配置人数は、特養を含めた人数です。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護のサービスを提供する定員は15名とする。

（短期入所生活介護計画）

第6条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により契約者の心身の状況を把握し、短期入所生活介護計画を作成する。

2、短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、契約者及びその家族等に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3、契約者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（施設サービスの内容）

第7条 当施設が提供するサービスは、短期入所生活介護計画に沿って、契約者に対し食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供する。また、短期入所生活介護計画が作成されるまでの期間も、契約者の希望、状況等に応じて適切なサービスを提供する。

なお、当施設はサービス提供にあたり、契約者又は他の入所者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、車イスやベッドに胴や四肢を縛る、居室の外から鍵をかけるなどの方法による身体拘束はしない。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人・家族への説明と同意を得るとともに、その状況について経過を記録し、早期の拘束解除に努める。

（1） 介護保険の給付対象となるサービス

① 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア、排せつの介助（トイレ誘導、オムツ交換）

イ、移動の介助

ウ、通院の介助等

エ、体位変換、その他必要な身体の介護

② 健康状態の確認

嘱託医・看護職員が、契約者の健康管理及び療養指導等を行う。

③ 機能訓練サービス

契約者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びに契約者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

④ 入浴サービス

入浴サービスは週2回提供する。

・入浴形態は、身体の状態に応じて行う。

ア、一般浴槽による入浴

イ、特殊浴槽による入浴

・介助の種類

ア、衣類着脱

イ、身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、その他必要な介助

⑤ 食事サービス

ア、準備、後始末の介助

イ、食事の摂取の介助

ウ、その他必要な食事の介助

⑥ 相談、助言に関すること

契約者及びその家族等の介護等に関する相談及び助言を行う。

（短期入所生活介護の利用料、その他の費用の額）

第8条 指定短期生活介護の利用料の額は、介護保険法に定められた額とする。ただし、居住費及び食費に係る契約者負担額は、次のとおりとする。

・居住費

（多床室） 1日 915円

（個室） 1日 1,231円

・食費 朝食 320円、昼食 710円、夕食 570円（提供した分のみ負担）

特別食の超過分（実費）も契約者負担とする

・おやつ代 1日 150円

なお、低所得者等に関する利用負担額については、介護保険法に準ずるものとする。

2、 提供するサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で契約者が負担することが適当と認められる費用・・・・・・・・・・別表1参照

3、 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した交通費はその実費を契約者が負担するものとする。

- 4、 前項の費用の支払いを受ける場合には、契約者及びその家族等に対して事前に文書で説明の上で支払いに同意する旨、文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5、 その他、利用料等について支払い困難な状況が発生した場合は、施設長と協議のうえ、減額又は、免除することができる。

(通常を送迎の実施区域)

第 9 条 通常は、伊勢市全域を送迎の実施区域とする。

但し、必要により、区域以外を送迎を妨げるものではない。

(サービスの提供記録)

第 10 条 契約者に提供したサービスについては、記録を作成し、2年間保管すると共に契約者及びその家族等からの請求に対しては、閲覧・複写物を交付する。

(秘密保持)

第 11 条 当施設の職員等は、サービスの提供上知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由もなく第三者に漏洩はしてはならない。

- 2、 契約者に緊急な医療上必要性がある場合やサービスを提供するための施設内の担当者会議などで契約者及びその家族等の情報を用いる場合は、あらかじめ文書にて同意を得て行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 提供した介護サービスに関する契約者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、契約者及びその家族等に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 短期入所生活介護の提供中に契約者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 15 条 入所者処遇について長期入所者と同様の処遇を与えるものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 火災及び地震等天災による非常時対策については、併設の施設の対策に準じ、定期的な訓練を通じ緊急時の対策を講ずるものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 18 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針を整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束の禁止)

第 19 条 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の

行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 介護に当たる職員の資質向上を図るため研修の機会を多く持ち、特養職員と同様の処遇を与えるものとする。

2、業務上知り得た契約者及びその家族等の秘密を保持するとともに退職後においてもこれらの秘密を保持する旨の雇用契約の内容とするものとする。

3、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から改定適用施行する。

この規程は、平成24年11月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成25年4月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成25年5月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成25年7月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成25年12月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成26年4月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成26年6月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成26年10月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成27年4月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成28年4月1日から改定適用施行する。
この規程は、平成29年4月1日から改定適用施行する。
この規程は、令和元年10月1日から改定適用施行する。
この規程は、令和3年8月1日から改定適用施行する。
この規程は、令和6年4月1日から改定適用施行する。
この規程は、令和6年8月1日から改定適用施行する。
この規程は、令和7年4月1日から改定適用施行する。
この規程は、令和7年7月1日から改定適用施行する。

別表1

運営規程第8条第2項に定める費用

① 個人所有の電機器具等の電機使用料

・テレビ 1日 50円 ・電気毛布 1日 30円 ・扇風機 1日 30円
・ラジオ 1日 20円 ・あんか 1日 30円 ・電気剃刀 1ヶ月150円

② 教養娯楽費

 趣味的活動に係る材料費 実費